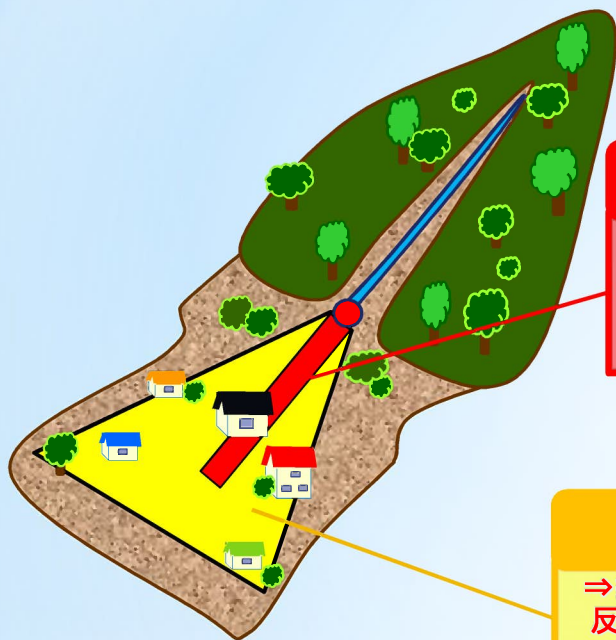


# 土砂災害警戒区域等の指定と対策施設（砂防堰堤）の関係について

## 【堰堤がない場合】



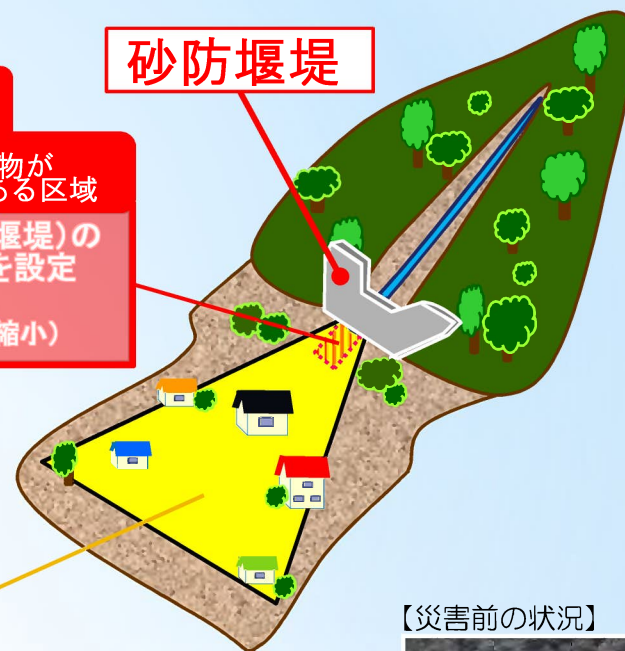
### 特別警戒区域とは

対策施設の効果を反映した上で、建物が破壊され大きな被害が生じるおそれがある区域  
⇒発生する土砂の量、地形及び施設（堰堤）の効果を反映し、計算に基づいて区域を設定（堰堤の効果によって区域指定なしまたは施設がない場合に比べて範囲が縮小）

### 警戒区域とは

対策施設の有無にかかわらず被害が生じるおそれがある区域  
⇒縦断勾配や5m以上の起伏のみを反映し、地形に基づいて区域を設定（堰堤の有無によって区域に違いはない）

## 【堰堤がある場合】



### 砂防堰堤

【災害前の状況】



砂防堰堤で土石流を捕捉した事例



### 砂防堰堤

※砂防堰堤があり、十分な施設の効果があると判断された場合には、特別警戒区域は指定されず（もしくは範囲が縮小され）、地域の安全度は確実に向上します。

※ただし、近年、気象状況が激化するなど、堰堤の計画規模を超える土石流が発生する可能性もあり、万が一に備えて、警戒避難体制の整備を進めていただく必要があることから、砂防堰堤の有無にかかわらず、警戒区域の指定を行っています。

平成11年6月（広島市佐伯区）